**平成２３年（フ）第８０７４号**
大阪府東大阪市吉田５丁目３番14号
債務者　森田　豊美
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第６１９２号**
大阪府寝屋川市田井西町29番２号
債務者　片田　久美（旧姓北村）
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第６２６９号**
大阪府門真市大字三ツ島154番地の９、前住所大阪府八尾市恩智中町２丁目323番地の６
債務者　エヌ・テックこと　高樋　伸幸
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第６３３６号**
大阪市住吉区我孫子４丁目６番11号
債務者　オクダ商会こと　奥田　　等
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第６６９２号**
大阪市浪速区大国３丁目２番30号　ゴスペルハウス３Ｆ
債務者　松本　朋子
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第７０１５号**
大阪市東住吉区鷹合２丁目１番25―711号、前住所大阪市阿倍野区相生通１丁目４番１―102号
債務者　南　　達郎
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第１８号**
大阪市東淀川区豊里６丁目14番11号　マンション北栄106号、前住所大阪市淀川区加島４丁目５番３―1404号
債務者　今井　　進
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第６９号**
大阪府茨木市新郡山２丁目６番506号
債務者　広瀬真寿夫
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第７４号**
大阪市住吉区我孫子東２丁目３番28号　第５ハイムゆり406号
債務者　石田　恵子
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第８１号**
大阪市阿倍野区天王寺町南２丁目22番23―208号
債務者　森實　　宏
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第８３号**
大阪府枚方市牧野阪３丁目10番９―204号
債務者　友利　和彦
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第９７号**
大阪府東大阪市吉田４丁目８番37号
債務者　金井カズ子
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第１０１号**
大阪府寝屋川市池田３丁目６番18号
債務者　髙椋　純平
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第１０４号**
大阪府茨木市南安威１丁目２番40号入江ハイツ104号、前住所大阪府茨木市南耳原２丁目３番９号
債務者　大谷　幸子
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第１０６号**
大阪市西区九条１丁目６番14―602号、前住所大阪市西区九条１丁目６番23号　向井ビル603
債務者　和田　年治
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第１１２号**
大阪府寝屋川市寝屋南２丁目１番10号、前住所大阪府交野市私市６丁目30番14号
債務者　安江　良信
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第６３７号**
大阪府岸和田市下池田町２丁目15番34号
債務者　浅田　昌子
1　決定年月日時　平成25年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係